

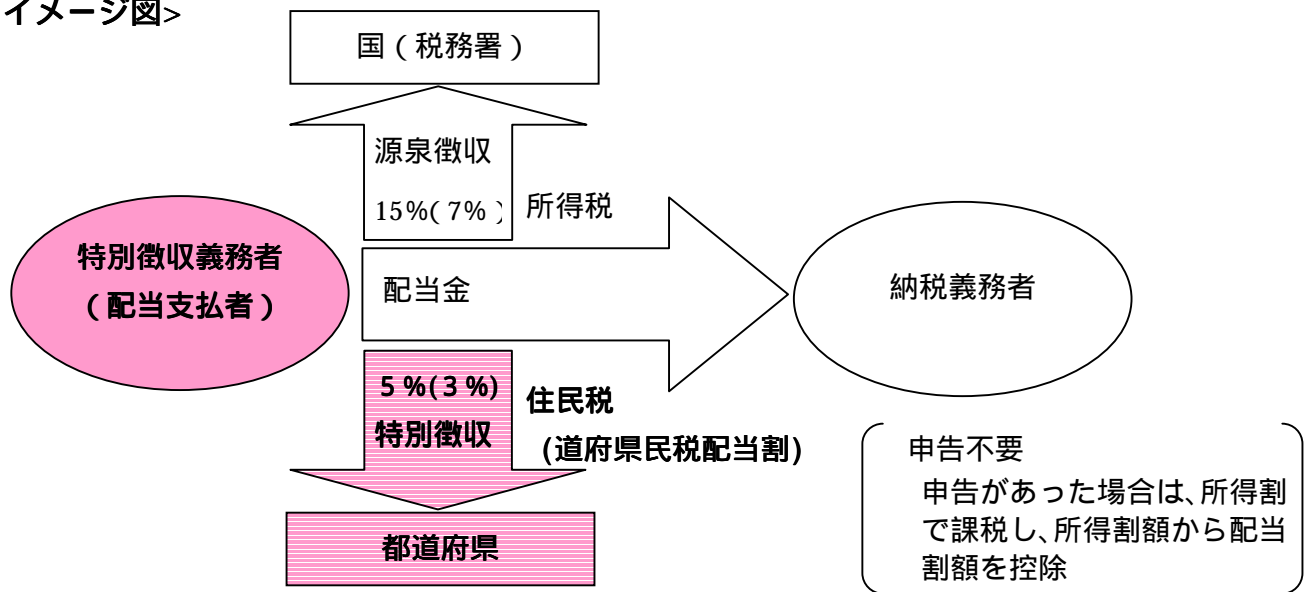
道府県民税配当割の創設について

平成15年11月
全国47都道府県

平成16年1月1日以後に支払われる一定の上場株式等の配当について、道府県民税配当割の特別徴収制度が導入されました。

道府県民税配当割の概要

<イメージ図>



()内の税率は平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用される税率です。

課税対象	一定の上場株式等の配当等 公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の配当等 国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等 特定投資法人の投資口の配当等 これら課税対象を「特定配当等」といいます。
納税義務者	都道府県内に住所を有する個人で特定配当等の支払いを受ける者
課税標準	特定配当等の額
税率	5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は3%)
特別徴収 (納税方法)	都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払いをする株式会社等が、その支払いの際に道府県民税配当割を徴収します。 徴収した道府県民税配当割は、特定配当等の支払いを受ける者の支払時の住所所在の都道府県に、徴収した月の翌月の10日までに納入申告しなければなりません。 これを「特別徴収」といい、徴収をする者(株式会社等)を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収税額の納入申告

特別徴収した道府県民税配当割は、納税義務者（特定配当等の支払いを受けた個人）の住所所在の都道府県ごとに取りまとめ、納入申告書により、それぞれの都道府県に納入申告しなければなりません。

納入申告書の 入 手 方 法	全国統一様式ですので、納入先の都道府県ごとに個別に取り寄せる必要はなく、最寄の都道府県の課税事務所に各納入先の都道府県分を一括して請求してください。
納入申告の方法	納入申告書を各納入先の都道府県の歳入取扱金融機関に提出して納入してください。 納入申告書は4枚複写となっていますので、はがさずに4枚とも取扱い金融機関の窓口へ提出してください。これにより納入された日をもって納入申告書の提出があったものとみなされます。
納 期 限	特別徴収した月の翌月の10日（ただし、休日等に当たる場合は翌日） なお、納期限までに納入申告がされなかった場合は、税額に応じた加算金や納期限の翌日から納入の日までの日数に応じた延滞金が課されます。

歳入取扱金融機関については、別紙「都道府県課税事務所等一覧」に掲載された各都道府県の課税事務所等にお問い合わせください。

納入申告書記載のしかた

特別徴収税額計算書

次の区分ごとに支払金額、税額を記載します。

51 上場株式等の配当等	証券取引所上場株式、店頭市場（ジャスダック市場）上場株式、株価指数連動型投資信託（上場ETF）、不動産投資信託（上場REIT）等の配当等 大口株主が支払いを受ける配当等は除かれます。
52 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等
53 特定投資法人の投資口の配当等	投資法人のうち、その規約に投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められていて、設立のときに投資口の募集が公募により行われた投資法人の投資口の配当等

欄	記 載 の し か た
課 税	支払った配当等のうち、納入先の都道府県において配当割が課される配当等の金額を「支払金額」に、その「支払金額」について特別徴収した配当割額を「税額」にそれぞれ記載します。
非 課 税 等	支払った配当等のうち、配当割が課されないもの又は免除されたものの配当等の金額を記載します。
課 税 合 計	特定配当等の区分ごとに記載した「課税」欄の「支払金額」、「税額」について、それぞれの合計金額を記載します。

納入申告書

欄	記 載 の し か た
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分	特定配当等の支払いをした年月を <input type="text"/> にそれぞれ記載します。
特別徴収義務者番号	商業登記法第 6 条に規定する商業登記簿において付された会社法人等番号を記載します。
旧特別徴収義務者番号	前回納入申告時の特別徴収義務者番号と今回納入申告時の特別徴収義務者番号が異なる場合に、前回納入申告時の特別徴収義務者番号を記載します（同一の場合は空欄とします。）
特別徴収義務者	本店所在地及び名称と配当割の特別徴収を担当する部署名及び連絡先の電話番号を記載します。
処理事項	記載しないでください。
支払金額	特別徴収税額計算書の「課税合計」欄の「支払金額」の金額を記載します。
税 額	特別徴収税額計算書の「課税合計」欄の「税額」の金額を記載します。
(延滞金)	納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入する日までの日数に応じて計算した延滞金額を記載します。 計算方法等は納入先都道府県の課税事務所へお問い合わせください。
納入金額合計	「税 額」と「(延滞金)」の合計額を記載します。
課税事務所 (取りまとめ店)	納入先の都道府県が指定する事項を記載します。 各都道府県の課税事務所、取りまとめ店は、別紙「都道府県課税事務所等一覧」に掲載されています。
口座番号 加入者名 (取りまとめ局)	郵便局で納入する場合に納入先の都道府県が指定する事項を記載します（郵便局以外の金融機関で納入する場合は、記載する必要はありません。）。 各都道府県の口座番号、加入者名、取りまとめ局は、別紙「都道府県課税事務所等一覧」に掲載されています。

記載例

区 分	支払金額	税 額
11 上場株式等の配当等		
課 税	1,000,000	30,000
非課税等		
計	1,000,000	30,000
14 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等		
課 税		
非課税等		
計		
17 特定投資法人の投資口の配当等		
課 税		
非課税等		
計		
課税合計	1,000,000	30,000
納 入 金 額 合 計		01-XXXXXX

神奈川県 知事印 平成 16 年 01 月分 特別徴収義務者番号 019901002234 旧特別徴収義務者番号	所収先及び名称 東京都千代田区霞が関 1-1-1 カモメ商事 株式会社 総務部 経理課 佐藤 (FAX) 03-1234-5678 (電話) 03-1234-5678
支払金額 01 税 額 02 (延滞金) 03 納入金額合計 04	1,000,000 30,000 30,000
課税事務所 (取りまとめ店) (取りまとめ局)	神奈川県横浜県税事務所 横浜銀行 県庁支店 横浜町会事務センター (24-8794)

* 所属欄には、こちらからお問い合わせをした場合に、記載内容について回答することのできる者の所属と名前、連絡先を記載していただけますようお願いいたします。印欄には社判等、法人名称がわかるものを押印してください。

配当割に関するQ & A

問1 配当割の対象は個人のみということですが？

利子に係る利子割課税とは異なり、個人分のみを配当割として特別徴収します。株主・顧客等の住所地ごとに取りまとめ、納入申告をしていただくことが必要です。

問2 では、法人分についての取扱はどのようになるのでしょうか？

法人が受け取る上場株式等の配当に係る地方税については、特別徴収の対象になっておりません。利子割課税とは異なり、配当等の支払の際には所得税（国税7%）のみを源泉徴収する、これまでどおりの取り扱いとなります。源泉徴収された所得税については、その事業年度における法人税の申告上、法人税額から控除することにより調整されます。

問3 少額配当についての取扱はどうなりますか？

配当割の創設に伴い、上場株式等の配当等については配当金額に関わらず全て課税となります。これまで配当額が1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下の場合、地方税は非課税となっていました。全て課税となります。

問4 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等の配当割納入方法は？

これまで利子割においては、営業所所在地の都道府県にその営業所取扱分の全てを納入申告していただきましたが、今後は、顧客の住所地の都道府県に納入申告していただくこととなります。また、特別徴収義務者番号は各法人の本店の商業登記簿謄本に記載された「会社法人等番号」を用いますので、原則的には各法人の本社等で一括して納入申告をお願いします。

問5 株主に常任代理人や法定代理人が設定されている場合の納税地はどこになりますか？

あくまでも受益を受ける株主の住所地の都道府県となります。個人株主が常任代理人と契約設定している場合は、実際の配当を受ける株主の住所地の都道府県に納入申告してください。この株主が海外居住の場合は課税対象外となります。また、株主が孫で、祖父が後見人となっている場合などは、孫の住所地の都道府県に納入申告してください。

問6 共有名義の株主の場合の納税地はどこになりますか？

共有者の持分までわかっている場合は、その持分に応じて配当割を特別徴収し、それぞれの受益者の住所地の都道府県に納入申告します。なお、わからない場合は、代表者の住所地の都道府県に納入申告してください。

問7 従業員等持ち株会、投資クラブの納税地はどこになりますか？

あくまでも受益を受ける会員の住所地の都道府県が納入先になります。

各都道府県の課税事務所等は、総務省のホームページでご覧になれます。

URL http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/ichiran07.html